

## 1. 目次

- 【1】「令和8年度 地方発明表彰」募集のお知らせ（公益社団法人 発明協会）
- 【2】インターネットによる弁理士試験受験願書請求について（特許庁）
- 【3】【IP ePlat】日本商工会議所×INPIT 連携動画コンテンツリリースのお知らせ（日本商工会議所、INPIT）

## イベント情報

- 【4】第7回 GI セミナー「令和7年度モデル実証事業3団体成果報告」のご案内（日本地理的表示協議会）
- 【5】いんぴっと ONE 第15回セミナー・交流会「愛着を生むロボットから学ぶ知財」のご案内（INPIT）
- 【6】「つながる特許庁 in 名古屋」を開催します！（特許庁、中部経済産業局）
- 【7】WIPO GREEN Technology Showcase Webinar（言語・英語）のご案内（世界知的所有権機関(WIPO)）
- 【8】令和7年度知財金融事業成果報告会を開催します！（特許庁）

- 【9】【知財コラム】 パテントGO！  
「出願の変更 実用新案登録に基づく特許出願」  
日本弁理士会中国会 弁理士 T. A.

## 2. 内容

- 【1】「令和8年度 地方発明表彰」募集のお知らせ（公益社団法人 発明協会）

公益社団法人 発明協会は、地方における発明の奨励と育成を図り、科学技術の向上と地域産業の振興に寄与することを目的に、全国を8地方に分けて開催する「地方発明表彰」において優秀な発明等を募集します。

【募集期間】2/2(月)～3/31(火)

【応募対象】進歩性に優れ、かつ実施効果が顕著な発明、考案、意匠  
(特許、実用新案登録又は意匠登録され、実施されていること)

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://koueki.jiii.or.jp/hyosho/chihatsu/R8/chihatsu\\_boshuyoko.html](https://koueki.jiii.or.jp/hyosho/chihatsu/R8/chihatsu_boshuyoko.html)

- 【2】インターネットによる弁理士試験受験願書請求について（特許庁）

令和8年度弁理士試験について、以下の期間中、インターネットによる受験願書

請求の受付を行います。

【インターネットによる弁理士試験受験願書請求の受付期間】

2/2(月)9:00~3/19(木)23:59 まで

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

<https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/netgansho.html>

【3】【IP ePlat】日本商工会議所×INPIT 連携動画コンテンツリリースの  
お知らせ（日本商工会議所、INPIT）

誰でも無料で知的財産が学べる、INPITのeラーニングサイト「IP ePlat」では、この度、日本商工会議所と連携し、企業経営で起こりうる経営課題に対し、知財の視点を切り口とした対応事例の動画コンテンツをリリースいたしました。記事内のコース名をクリックし、ご視聴ください。

（2026年1月30日更新）

◆そのアイデアも特許になる！？特許取得の可能性とそのメリット

[https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P\\_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7G0gNW1clfvUgtDMDkRqrREToy2%2fwEuj7KJrRnY%2bQEw%3d%3d#no-back](https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7G0gNW1clfvUgtDMDkRqrREToy2%2fwEuj7KJrRnY%2bQEw%3d%3d#no-back)

◆ロゴを考えたら次のステップ！ブランド確立に不可欠な商標のコト

[https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P\\_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7G0gNW1clfvUgtDMDkRqrREToy2%2fwEui8RGNnoybkMQ%3d%3d#no-back](https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7G0gNW1clfvUgtDMDkRqrREToy2%2fwEui8RGNnoybkMQ%3d%3d#no-back)

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20230324.html](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20230324.html)

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【4】第7回GIセミナー「令和7年度モデル実証事業3団体成果報告」の  
ご案内（日本地理的表示協議会）

第7回GIセミナーを2月17日（火）16時よりオンラインで開催いたします。今回のセミナーでは、令和7年度モデル実証事業を実施した3つのGI団体から、GIの認知拡大のための取り組みの成果をご報告いただきます。今年度のGIセミナー最終回となりますので、ぜひご参加ください！

【開催日時】 2/17(木) 16:00~17:30 【申込締切】 2/16(月) 正午

【開催形式】 オンライン (Zoom ミーティング及び YouTube ライブ同時配信)

【内 容】

(1) 令和7年度 モデル実証事業 3 団体成果報告 (各 15 分)

・ GI を付した販促物での認知・販路拡大への取組み (仮)

兵庫県手延素麺協同組合 高橋 一祥 様

・ 地域商社との連携による GI 制度・製品の普及活動 (仮)

新里ねぎ生産組合 麦島 弘文様

株式会社 ファーマーズ・フォレスト 中山 高行 様

・ 企業との連携による GI 制度の普及活動 (仮)

宮城県漁業協同組合 山下 貴司 様

(2) 質疑・意見交換

【対 象】 JGIC 正会員・協力会員、GI 登録生産者団体、生産者および  
関係自治体等の皆さま

【お問い合わせ先】

JGIC 事務局：深澤、志賀、長谷川 E-mail: [jgic-info@jgic.jp](mailto:jgic-info@jgic.jp)

▽申込みは以下のフォームからお申し込みください。▽

<https://forms.gle/g4hZtYEDk3Ri8UeR6>

※セミナー前日午後にお申込みメールアドレス宛に参加 URL 等をご案内いたします。

※参加申込フォームから申し込みができない場合はメールで「ご所属、参加者名、メールアドレス、電話番号」を JGIC 事務局までご連絡ください。

-----  
【5】 いんぴっと ONE 第 15 回セミナー・交流会「愛着を生むロボットから学ぶ知財」のご案内 (INPIT)  
-----

本セミナーでは、第 1 部に LOVE をはぐくむ家族型ロボット「LOVOT (らぼっと)」の生みの親である GROOVE X 株式会社の代表取締役社長・林要氏をお迎えし、LOVOT 開発の経緯と、人に代わって仕事をするのではない、心を支えるテクノロジーの真価を語っていただきます。LOVOT がもたらす信頼関係の構築や、新しい価値を創造・保護するテクノロジーのあり方を提示します。当日、LOVOT も来場予定です。第 2 部では、特別対談として、愛されるロボットの知財戦略：イノベーションと情緒的価値の守り方と題し、林氏とヴィストン株式会社代表取締役・大和信夫氏が、「愛着の正体」を語り合います。未来のヒントを掴むセミナーです。

【テ ー マ】 愛着を生むロボットから学ぶ知財

【開催日時】 2/25(水)

◆パート 1 セミナー (会場+オンライン) 16:00~17:05

◆パート 2 セミナー+交流会 (会場のみ) 17:15~18:45

【申込締切】 2/24(火) 17:00

【開催場所】 東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス（東京都港区虎ノ門  
一丁目 3 番 1 号 東京虎ノ門グローバルスクエア 4 階）+オンライン

【定 員】 会場 70 名、オンライン 200 名

【参加費】 無料

【登壇者】 GROOVE X 株式会社 代表取締役社長 林 要 氏

ヴイストン株式会社 代表取締役 博士（知識科学） 大和 信夫 氏

株式会社角川アスキー総合研究所 遠藤 諭 氏

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

<https://inpitone.inpit.go.jp/seminar/543/>

-----  
【6】「つながる特許庁 in 名古屋」を開催します！（特許庁、中部経済産業局）  
-----

ビジネスにおける知財の活用をサポートするイベント「つながる特許庁」を全国  
9 都市（大阪府大阪市、青森県青森市、北海道函館市、栃木県宇都宮市、沖縄県  
那覇市、山口県山口市、鹿児島県鹿児島市、愛媛県松山市、愛知県名古屋市）で  
開催します！

今回で最終回となります第 9 回開催地は愛知県名古屋市。知財を活用し、愛知発  
のイノベーションを創出する取り組みについて解説します。

参加費は無料ですので、どなたでもお気軽にご参加ください！

【テーマ】 愛知発のイノベーション創出

～スタートアップ／社会課題の解決・地域活性化～

【開催日】 2/25(水) 13:00～18:00（開場 12:15） 【申込締切】 2/23(月) 17:00

【会 場】 STATION Ai（愛知県名古屋市昭和区鶴舞 1 丁目 2 番 32 号）

【定 員】 70 名（※参加無料、オンライン配信も実施）

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

<https://tsunagaru-tokkyocho.go.jp/nagoya.html>

-----  
【7】 WIPO GREEN Technology Showcase Webinar（言語・英語）のご案内  
（世界知的所有権機関(WIPO)）  
-----

WIPO グリーンは、国連の世界知的所有権機関（WIPO）が運営する、環境技術と  
ニーズのマッチング・プラットフォームです。これまで 140,000 以上の技術・  
ニーズが登録されており、無料でご利用いただけます。

本ウェビナーでは、WIPO グリーンに参画する世界各国のイノベーターが、持続  
可能な未来を切り拓く革新的技術をご紹介します。

環境課題解決の最前線をぜひご覧ください。

【開催日】3/3(火)13:00~14:30 (ジュネーブ時間)  
21:00~22:30 (日本時間)

【申込締切】3/2(月)

【開催形式】オンライン (Zoom ウェビナー)

【対象者】

- ・農業分野を中心に、世界における先端的な環境技術の動向に関心のある方。
- ・海外企業との連携に興味のある方。
- ・環境技術普及の国際的な活動に触れたい方。

【参加費】無料

【言語】英語

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=91330](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=91330)

-----  
【8】令和7年度知財金融事業成果報告会を開催します！（特許庁）  
-----

特許庁では、中小企業と地域金融機関との対話促進のための支援事業（知財金融事業）を実施しており、この度、令和7年度事業の成果報告会を開催します。今年度の取組結果のほか、金融庁からは企業価値担保権の施行に向けた取り組みを、専門家・金融機関からは本年度の支援事例も交えて知財金融のメリットをご紹介します。

【日程】3/2(月)13:00~15:00 【申込締切】2/27(金)17:00

【形式】オンライン (Teams)

【定員】500名

(申込者数が定員に達し次第、お申込みを締め切らせていただきます)

【参加費】無料

【プログラム】

(1)知財金融事業の紹介(20分)

本事業の取組結果の共有

(2)基調講演(45分)

登壇者：水谷 登美男 氏（金融庁 監督局総務課 事業性融資推進室長）

企業価値担保権の施行に向けた取り組み内容及び金融機関への期待について紹介

～休憩(5分)～

(3)専門家からの事例紹介(25分)

登壇者：松本 浩一郎 氏（IP Valuation 特許事務所）

事業後の支援に繋がった報告書の効果的な記載方法について紹介

(4)金融機関からの事例紹介(25分)

登壇者：中川 政和 氏（株式会社百五銀行 法人コンサルティング部）

金融機関としての知財金融の活用方法について

- ・ 知財金融をどのような社内体制で進めているか
- ・ 知財金融で支援する企業をどのように見つけるか
- ・ 知財金融をどのように企業支援に活用するか 等

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://chizai-kinyu.go.jp/info/r7\\_report\\_meeting/](https://chizai-kinyu.go.jp/info/r7_report_meeting/)

■ ..... ■  
【9】【知財コラム】 パテントGO！

.....  
\* \* \* \* \*  
企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会 <<https://www.jpaa-chugoku.jp/>> にご協力いただき、月1回配信予定です。)

\* \* \* \* \*

■ □ ■ □ —————  
□ ■ □ 「出願の変更 実用新案登録に基づく特許出願」 |  
■ □ —————  
| 日本弁理士会中国会 弁理士 T. A. |  
—————

日本では、特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願の出願形式を相互に変更することが認められています。特許出願の場合は実用新案登録出願又は意匠登録出願への変更（実用新案法10条1項、意匠法13条1項）、実用新案登録出願の場合は特許出願又は意匠登録出願への変更（特許法46条1項、意匠法13条2項）、意匠登録出願の場合は特許出願又は実用新案登録出願への変更が可能です（特許法46条2項、実用新案法10条2項）。ここで、出願の変更をした場合、もとの出願は、取り下げられたものとみなされます。例えば、特許出願から意匠登録出願に変更した場合、もとの特許出願は、取り下げられたものとみなされます（特許法46条4項）。しかし、出願の変更は、出願の分割（分割出願）と併用することが可能です。例えば、特許出願（親出願）から分割した特許出願（子出願）を、意匠登録出願に変更することも可能です。これにより、1件の特許出願から特許権と意匠権とを取得することも可能です。

また、出願の変更ではありませんが、実用新案権の設定登録後に、実用新案登録に基づく特許出願が可能です（特許法46条の2）。実用新案登録出願は、特許庁の審査に係属している期間が比較的短いため、実用新案登録出願から特許出願への変更の機会が限られています。そこで、実用新案権の設定登録後に、特許庁の審査を経た安定性の高い特許権を取得したい場合、又は、実用新案権よりも長期の存続期間を確保したい場合などに、本制度（実用新案権に基づく

